

## 第 61 回財務省 NGO 協議会質問書

### 議題 2：アフリカの債務持続性に関する財務省の方針について

提案者：船田クラーセンさやか／アフリカ日本協議会、渡辺直子／日本国際ボランティアセンター

#### 1. 背景

##### アフリカにおける債務問題

冷戦終結後、長らく一党・軍事独裁体制下にあったアフリカ諸国が民主化の道を歩み始めるが、長年にわたって累積してきた債務とその返済や財政規律化を迫る国際機関や援助国の要求の間で、雇用・公共部門（医療・衛生・教育）が縮小され、アフリカ各地で人びとの生活の悪化、政情不安が生じるようになった。

##### 市民社会による債務帳消し運動とケルン・サミットでの国際合意の実現

これを受け、1990 年より、西暦 2000 年の節目に重債務を抱える貧困国の債務を帳消しにしようという運動が、全アフリカ・キリスト教会協議会の呼びかけにより開始する<sup>1</sup>。この運動は、1996 年には、「ジュビリー2000」という名称で世界的な社会運動として組織化され、債務の起源自体が不公正であり、また貧困を悪化させていることを主張し、世界各地で債務の貸し手側の問題が追求されていくようになる<sup>2</sup>。

この運動の成果として、1999 年のケルン・サミットでは、「より深く、より早く、より広く（救済措置実施までの期間の短期化、債務削減率の増加、対象国の拡大）」を実現するための「拡大 HIPC イニシアティブ」が合意され、債務帳消しが大幅に進むこととなった。

##### 日本による債務帳消しへの方針転換

当初、債務帳消しに消極的であった日本であるが、1999 年サミットで、主要先進国の中でも「拡大重債務貧困国（Heavily Indebted Poor Countries: HIPC）」の救済枠組み（拡大 HIPC イニシアティブ）が発足したこと、債務放棄に舵を切る<sup>3</sup>。これを受けて開催された 2000 年の九州・沖縄サミットでは、「拡大 HIPC イニシアティブ」の実施と促進が合意された。さらに、日本政府は、2003 年の第 3 回アフリカ開発会議（TICADIII）において、アフリカへの債務帳消しを宣言し、2004 年並びに 2005 年には、30 億ドル分の債務を放棄した。

##### 日本政府の債務帳消し額

日本政府は、平成 15（2003）年度から平成 25（2013）年度まで、債務救済を行ってきた。その総額は 2 兆 1651 億円に上り、アフリカ諸国の占める割合が多い<sup>4</sup>。債務救済の対象と額については、末尾の【参考 1】の表を参照されたい。

##### 「拡大 HIPC イニシアティブ」の概要と対象国

重債務貧困国の中で、経済・社会改革等への取組が一定の段階に達した国に対して、「拡大 HIPC イニシアティブ」と呼ばれる包括的な債務削減を実施することになった。以下が、対象国の分布と国名であり、アフリカ地域に集中していることが分かる（39 カ国中 33 カ国までがサハラ以南アフリカ諸国）。

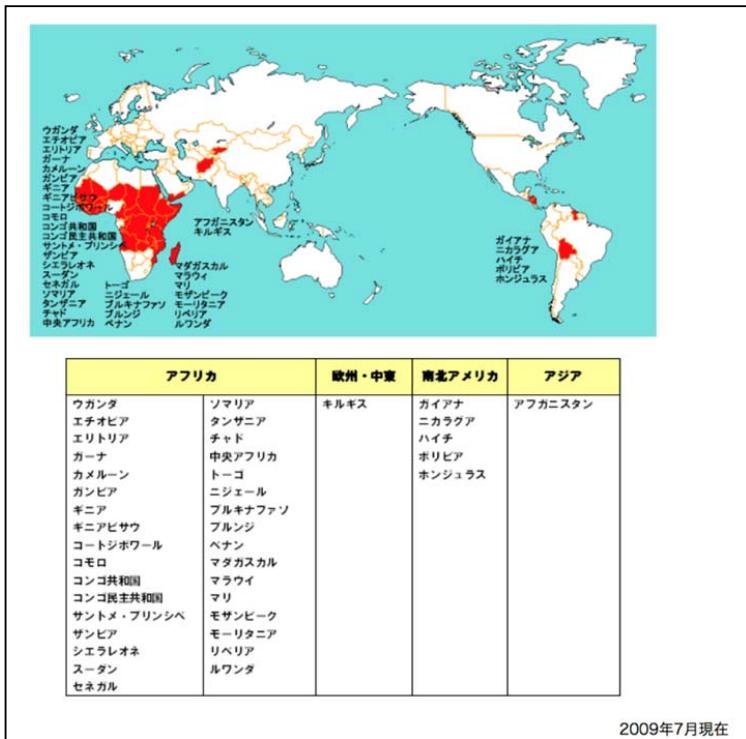
<sup>1</sup>五十嵐誠一「市民社会は世界を動かすことができるのか」、佐藤友哲・信夫隆司編『国際関係論』、弘文堂、2013 年、226-227 頁。

<sup>2</sup> <http://jubileekyushu.blogspot.de/p/blog-page.html>

<sup>3</sup> 高橋基樹「アフリカ貧困・開発論」、船田クラーセンさやか編『アフリカ学入門』、明石書店、2010 年、110-111 頁。

<sup>4</sup> 外務省「我が国の債務救済措置」2015 年 3 月

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/saimuhouki.html>



出典：日本貿易機構（2009年） <http://nexi.go.jp/topics/general/003814.html>

## HIPCイニシアティブのプロセス

債務救済を受けるためには、各国は一定の条件を満たし、政策変更による貧困の削減を約束し、良好な政策遂行の実績を残すことが求められるが、そのプロセスは二段階に別れており、次の手順で進められることになった。以下は、IMFの説明である<sup>5</sup>。

### 第一段階：判断基準

当該国がこれらの要件を満たしているか、もしくは満たすために十分進捗した場合、IMFと世界銀行の理事会は債務救済の適格性について正式に決定し、国際社会は当該国の債務を持続可能と判断される水準まで減免することを約束します。HIPCイニシアティブにおけるこの第一の段階を判断基準といいます。ある国が判断基準に到達した場合、当該国は返済期日がくる債務について暫定的救済を直ちに受けることができます。

- 1) 世界銀行の国際開発協会(IDA)から融資を受け、またIMFの貧困削減・成長ファシリティの利用についての適格性を有すること。
- 2) 従来の債務救済の仕組みでは対処できないほど持続不可能な債務負担に直面していること。
- 3) IMFと世界銀行の支援プログラムを通じて実行する改革と健全な政策運営について、実績を挙げること。
- 4) 当該国において、広範な参加方式のプロセスに基づいた貧困削減戦略ペーパー(PRSP)が策定されていること。

### 第二段階：完了基準 CP

HIPCイニシアティブに基づいて、債務の完全かつ取消し不能な減免を受けるためには、以下の点を満たさなくてはなりません。これらの要件を満たした場合、対象国は完了基準に達します。この時点で当該国は判断基準で約束された債務救済額の全額を履行してもらえます。

- 1) IMFおよび世界銀行の融資によるプログラムに基づいて、良好な遂行の実績を更に続けること。
- 2) 判断基準で合意された主要な改革を十分に実行すること。
- 3) PRSPを採用し、最低でも一年間実行すること。

<sup>5</sup> <https://www.imf.org/external/np/exr/facts/jpn/hipcj.htm>

## 市民社会の参画の重要性

債務救済プロセスにおける市民社会の参画の重視については、特記されるべき事項である。特に、第一段階の「判断基準」となっている「貧困削減戦略ペーパー（PRSP）」策定における市民社会の参加については、HIPCイニシアティブ上は「必要不可欠条件ではない」とされたものの、実際の各国での策定の際には、市民社会の運動もあり、これが奨励された。沖縄サミットのコミュニケにおいて、「我々は、重債務貧困国が市民社会を含む参加プロセスを通して、包括的で主体性に基づいた貧困削減戦略を策定するための努力を払ってきていることを歓迎する」と宣言していることにこれは表されている。

## 世銀報告に見られる2013年時点の状態

2013年の世銀報告によると、HIPCの39カ国中、35カ国までが完了基準（CP）に達し、債務救済を受けた。現在、チャドが第一段階に達し、残るはエリトリア、ソマリア、スーダの3カ国が第一段階に達していない状態にある<sup>6</sup>。

## アフリカ向け円借款の再開をめぐる日本国内の議論と円借款供与の現状

1990年代末は、日本政府内でも、「サハラ以南アフリカ向け円借款の供与はやめていくべきではないか」との考えが強まった時期であり、2000年代初頭までの間サハラ以南アフリカ諸国向け円借款の新規供与が、一部の例外（ケニア等）を除き全面的にストップした<sup>7</sup>。

その理由として、当時のJBIC（日本国際協力銀行）関係者は、次の4点をあげている。(1) 財政赤字による日本のODAの減少、(2) 日本国内での「対アフリカ援助」への懐疑、(3) サハラ以南アフリカの大半がHIPCsであったこと、(4) 円借款の債権放棄が決定したことである（前掲書）。

しかし、この状況が変化したのが、2005年グレンイーグルズ・サミットであり、アフリカ支援が国際的な優先課題として再確認され、日本政府も「アフリカ向けODAを3年間で倍増する」ことを宣言した。日本政府は、アフリカ開発銀行（AfDB）との協調によるEPSAの実施も発表し、拡大HIPCsイニシアティブによる債務削減を行ったサハラ以南アフリカ諸国に対して、AfDBとの協調融資による円借款支援再開を決定した（前掲書）。

以下の表（【参考2】）は、「JICAのアフリカ向け円借款の供与実績（2005～2013年度）」であり、すでに総額6476.52億円が累積供与されている状態にある<sup>8</sup>。

## IMFアフリカ会議での注意喚起

2014年5月、IMFアフリカ会議がモザンビークの首都マプートで開催され、サハラ以南のアフリカ諸国の財務相と中央銀行総裁が集まつた。その席で、IMF専務理事（クリスティーヌ・ラガルド）は、「関係各國は公的債務が財政を圧迫しないよう注意深く、慎重に行動すべきである」と警鐘を鳴らし、「追加融資」が「脆弱性の追加」となるとの指摘を行つたことが、仏経済紙に報じられている<sup>9</sup>。

## ガバナンス悪化・資源価格の暴落

債務が累積する理由の一つであったガバナンスの問題の解消は、救済の重要な条件となっていたが、ここ数年アフリカ各地で民主的で健全な政治ガバナンスの体制に大幅な後退が観察されつつある。アフリカ各国で選挙制権威主義（electoral authoritarianism）が進み、制度上は複数政党制民主主義を掲げながら、実際は一党権威主義体制を確立しつつある国が少なからず見受けられる。中には、「優等生国」として国際的に認識され、多大な支援と投資を受けている政府も多く、冷戦期と比べ情勢の把握が困難となっている国が多い。

過去10年、アフリカ諸国は、鉱物資源や農産品などの一次産品価格の高騰に助けられ、海外直接投資が流入し、債務を活用した大規模インフラ整備などの推進によって、数字上の驚異的な経済成長を遂げてきた。しかし、昨年度からの資源価格の低迷と本年度始めから続く中国・ブラジルを含む世界経済

6

[http://siteresources.worldbank.org/INTDEBTDEPT/Resources/468980-1256580106544/HIPC\\_Fall2013\\_ENG\\_CRAweb.pdf](http://siteresources.worldbank.org/INTDEBTDEPT/Resources/468980-1256580106544/HIPC_Fall2013_ENG_CRAweb.pdf)

<sup>7</sup> 大林稔・石田洋子編『アフリカ政策市民白書 2007-TICADへの戦略的提言』2008年、晃洋書房、52-54頁。

<sup>8</sup> <http://ab-network.jp/wp-content/uploads/2014/01/2134f505e3609882dfa377c94937bfdd.pdf>

<sup>9</sup> レゼコ一紙、2014年5月30日。

の停滞を受けて、依然として一次産品輸出を主軸とする投資・経済活動に軸足を置くアフリカ諸国の今後の見通しは不透明性を帯びてきた。

1990年代後半に世界・日本でなされた議論が、しっかり振り返られるべき時期が到来しつつあるともいえる。

### アフリカにおける不公正・不平等な成長の問題：モザンビークを事例に

貧困の問題は単に経済成長で解決するものではなく、公正の問題と深く結びついている。IMFは、2015年12月に、モザンビークに関する報告書を発表し、次のように結論づけた<sup>10</sup>。

「モザンビークでは、高い経済成長率にもかかわらず収入格差が拡大している」。

「このような現象が起きている国は稀である」。「成長の果実が社会の広範なる層に行き届いていない」。「北部にこそ天然資源が集中しているにもかかわらず、南部との地理的な経済格差が大きいことが、現在の政治的緊張の原因の一つとなっている」。「このような不平等状況は、政府が貧困削減政策を進めていく上で大きな阻害要因となっている」。

日本は、アフリカ諸国の中でもモザンビークを「重点国」と捉え、2014年1月には、安倍首相が初訪問をし、同国北部のナカラ回廊開発に5年間で700億円規模の支援を約束しており、このかなりの部分が円借款で賄われると予想されている。

しかし、2015年6月より、ナカラ回廊の基点にあたる内陸部のテテ州では、政府関係武装勢力と野党側武装勢力との間で地域社会を巻き込んだ武力衝突が繰り広げられており、現在までに隣国マラウイに6千人の難民が流出している。本年1月には、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）が声明を発表し、この大半が女性・子どもであり、政府関係勢力による殺害・焼討ち・レイプ等を避ける目的で逃げていると報じられている<sup>11</sup>。そして、2月18日には、UNHCRはモザンビークとマラウイ両政府に対し、亡命の権利を尊重し、非自発的な帰還を強要しないように警告した<sup>12</sup>。

## 2. 質問

以上の歴史的経緯と現状などの背景を踏まえ、以下について質問いたします。

- (1) アフリカにおける債務持続性に関する財務省の方針を、具体的にお教え下さい。
- (2) 債務救済に至った原因の一部が現在、アフリカで進行しつつあるように思われますが、これについて財務省として情勢の把握や分析をどのように行っているのかお教え下さい。
- (3) 再度債務救済をする可能性の有無、する場合の条件などがあればお教え下さい。
- (4) 本年のG7サミットやTICAD VIに向けて、アフリカ向け円借款についてどのようなメッセージを打ち出す予定があるのかお教え下さい。
- (5) 以上で取り上げたモザンビークの現状を鑑み、今後の円借款の供与と債務持続性に関する見通しをお教え下さい。

<sup>10</sup> <http://www.imf.org/external/pubs/ft/scr/2016/cr1610.pdf>

<sup>11</sup> <http://www.unhcr.org/5698dbff6.html>

<sup>12</sup> <http://www.unhcr.org/56c5daaa9.html>

【参考 1】外務省「我が国の債務救済措置（公的債務免除額）」 2015 年 3 月

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/saimuhouki.html>

(単位：億円)

年度	対象国	免除額			E/N (N/V) 交換日
		総計	ODA債権	非ODA債権	
平成15年度 (7か国)	<u>ボリビア</u>	533.79	533.79	0.00	2004年2月17日
	<u>ベナン</u>	37.69	37.69	0.00	2004年2月24日
	<u>モーリタニア</u>	79.56	79.56	0.00	2004年3月1日
	<u>タンザニア</u>	121.07	121.07	0.00	2004年3月2日
	<u>マリ</u>	78.34	78.34	0.00	2004年3月12日
	<u>ウガンダ</u>	62.47	62.47	0.00	2004年3月15日
	<u>バングラデシュ</u>	174.80	174.80	0.00	2004年3月21日
計		1,087.72	1,087.72	0.00	
平成16年度 (17か国)	<u>コンゴ民主共和国</u>	60.25	0.00	60.25	2004年4月15日
	<u>ニカラグア</u>	129.11	129.11	0.00	2004年7月23日
	<u>マラウイ</u>	32.71	32.71	0.00	2004年9月2日
	<u>バングラデシュ</u>	168.24	168.24	0.00	2004年9月8日
	<u>イエメン</u>	19.00	19.00	0.00	2004年9月15日
	<u>トーゴ</u>	2.83	2.83	0.00	2004年9月15日
	<u>ネパール</u>	37.07	37.07	0.00	2004年10月12日
	<u>ニジェール</u>	25.34	25.34	0.00	2004年10月21日
	<u>ギニア</u>	11.24	11.24	0.00	2004年10月28日
	<u>セネガル</u>	98.04	98.04	0.00	2004年11月17日
	<u>ガーナ</u>	1,046.78	1,046.78	0.00	2004年12月15日
	<u>シェラレオネ</u>	2.32	2.32	0.00	2004年12月22日
	<u>ルワンダ</u>	1.68	1.68	0.00	2005年1月14日
	<u>ザンビア</u>	52.70	52.70	0.00	2005年1月18日
	<u>ブルンジ</u>	1.83	1.83	0.00	2005年2月15日
	<u>ボツワナ</u>	5.71	5.71	0.00	2005年3月11日
	<u>ラオス</u>	4.44	4.44	0.00	2005年3月28日
計		1,699.29	1,639.04	60.25	
平成17年度 (18か国)	<u>マダガスカル</u>	174.90	174.90	0.00	2005年4月1日
	<u>セルビア・モンテネグロ</u>	160.22	0.00	160.22	2005年5月11日
	<u>トーゴ</u>	1.39	1.39	0.00	2005年9月26日
	<u>マラウイ</u>	16.93	16.93	0.00	2005年9月29日
	<u>イエメン</u>	9.20	9.20	0.00	2005年10月4日

年度	対象国	免除額			E/N (N/V) 交換日
		総計	ODA債権	非ODA債権	
	<u>ギニア</u>	5.54	5.54	0.00	2005年10月4日
	<u>イラク</u>	5,394.91	504.86	4,890.04	2005年11月24日
	<u>ホンジュラス</u>	465.00	417.62	47.38	2005年11月25日
	<u>ボツワナ</u>	2.77	2.77	0.00	2005年11月30日
	<u>ネパール</u>	18.18	18.18	0.00	2005年12月13日
	<u>ブルンジ</u>	0.90	0.90	0.00	2005年12月14日
	<u>シェラレオネ</u>	1.11	1.11	0.00	2005年12月15日
	<u>ザンビア</u>	740.10	740.10	0.00	2005年12月21日
	<u>ラオス</u>	1.00	1.00	0.00	2006年1月18日
	<u>ルワンダ</u>	14.55	14.55	0.00	2006年1月25日
	<u>ナイジェリア</u>	2,439.20	198.60	2,240.60	2006年2月13日
	<u>ボリビア</u>	73.89	0.00	73.89	2006年2月17日
	<u>バングラデシュ</u>	163.20	163.20	0.00	2006年2月22日
	計	9,682.99	2,270.85	7,412.13	

	BT	3,002.99	2,217.00	1,412.13	
平成18年度 (19か国)	<u>ブルンジ</u>	0.89	0.89	0.00	2006年6月29日
	<u>エチオピア</u>	16.66	0.00	16.66	2006年7月21日
	<u>ギニア</u>	5.48	5.48	0.00	2006年8月7日
	<u>ネパール</u>	16.50	16.50	0.00	2006年8月15日
	<u>イエメン</u>	9.00	9.00	0.00	2006年8月26日
	<u>ボツワナ</u>	2.72	2.72	0.00	2006年8月31日
	<u>ラオス</u>	0.50	0.50	0.00	2006年9月4日
	<u>トーゴ</u>	1.38	1.38	0.00	2006年9月15日
	<u>ホンジュラス</u>	116.01	0.00	116.01	2006年10月6日
	<u>バングラデシュ</u>	155.12	155.12	0.00	2006年10月12日
	<u>カメルーン</u>	100.11	100.11	0.00	2006年10月26日
	<u>モザンビーク</u>	70.89	0.00	70.89	2006年10月31日
	<u>ガイアナ</u>	0.66	0.00	0.66	2006年11月10日
	<u>ガーナ</u>	2.74	0.00	2.74	2006年11月28日
	<u>タンザニア</u>	636.78	0.00	636.78	2007年1月30日
	<u>ザンビア</u>	70.55	0.00	70.55	2007年2月21日
	<u>マダガスカル</u>	88.14	0.00	88.14	2007年3月1日
	<u>中央アフリカ</u>	1.37	1.37	0.00	2007年3月1日
	<u>马拉ウイ</u>	227.79	215.16	12.64	2007年3月28日
計		1,523.29	508.23	1,015.07	
平成19年度 (9か国)	<u>ブルンジ</u>	0.88	0.88	0.00	2007年6月28日
	<u>イエメン</u>	7.87	7.87	0.00	2007年7月3日
	<u>ネパール</u>	16.31	16.31	0.00	2007年7月5日
	<u>トーゴ</u>	1.36	1.36	0.00	2007年7月18日
	<u>バングラデシュ</u>	144.38	144.38	0.00	2007年7月24日
	<u>ボツワナ</u>	2.67	2.67	0.00	2007年7月30日
	<u>シェラレオネ</u>	38.69	38.69	0.00	2007年8月1日
	<u>ギニア</u>	5.43	5.43	0.00	2007年8月24日
	<u>中央アフリカ</u>	0.33	0.33	0.00	2008年3月11日
計		217.92	217.92	0.00	
平成20年度 (8か国)	<u>ネパール</u>	116.91	116.91	0.00	2008年8月7日
	<u>バングラデシュ</u>	738.62	738.62	0.00	2008年8月26日
	<u>イエメン</u>	18.49	18.49	0.00	2008年8月30日
	<u>ボツワナ</u>	20.59	20.59	0.00	2008年9月4日
	<u>イラク</u>	1,962.50	183.93	1,778.57	2005年11月24日
	<u>ブルンジ</u>	0.87	0.87	0.00	2008年11月10日
	<u>中央アフリカ</u>	0.33	0.33	0.00	2008年11月12日
	<u>トーゴ</u>	1.35	1.35	0.00	2009年11月20日
	計	2,859.66	1,081.09	1,778.57	
平成21年度 (5か国)	<u>スーダン</u>	27.91	27.91	0.00	2009年7月13日
	<u>ブルンジ</u>	33.90	33.90	0.00	2009年9月7日
	<u>トーゴ</u>	1.33	1.33	0.00	2009年10月27日
	<u>アンゴラ</u>	7.76	0.00	7.76	2008年1月16日
	<u>中央アフリカ</u>	5.39	5.39	0.00	2010年3月5日
計		76.29	68.53	7.76	
平成22年度 (2か国)	<u>セーシェル</u>	4.52	0.00	4.52	2010年11月23日
	<u>リベリア</u>	159.71	159.71	0.00	2011年3月8日
計		164.23	159.71	4.52	

年度	対象国	免除額			E/N (N/V) 交換日
		総計	ODA債権	非ODA債権	
平成23年度 (2か国)	<u>トーゴ</u>	96.31	96.31	0.00	2011年6月9日
	<u>コンゴ民主共和国</u>	899.43	860.36	39.07	2011年6月24日
	計	995.74	956.67	39.07	
平成24年度 (2か国)	<u>スー丹</u>	3.75	3.75	0.00	2012年7月8日
	<u>ミャンマー</u>	1,149.27	1,149.27	0.00	2013年1月15日
	計	1,153.02	1,153.02	0.00	
平成25年度 (4か国)	<u>コートジボワール</u>	205.41	205.41	0.00	2013年4月21日
	<u>ミャンマー</u>	1,761.46	1,761.46	0.00	2013年5月26日
	<u>ミャンマー</u>	125.03	125.03	0.00	2013年5月26日
	<u>ギニア</u>	99.73	55.3	44.43	2013年9月20日
	計	2,191.63	2,147.20	44.43	
	総計	21,651.78	11,289.98	10,361.80	

【参考 2】

JICAアフリカ向け円借款の供与実績(2005~2013年度)

※…本邦技術活用条件(STEP)

	借款契約日	国名	案件名	借款契約額 (単位:百万円)
	2013/6/21	チュニジア	地方都市水環境改善事業	10,871
	2013/6/18	タンザニア	第10次貧困削減支援借款	1,500
	2013/5/30	タンザニア	小規模灌漑開発事業	3,443
	2013/4/8	タンザニア	第二次道路セクター支援事業	7,659
	2013/3/26	モロッコ	下水道整備事業(Ⅲ)	10,790
	2013/3/7	モザンビーク	カラ港開発事業(Ⅰ)	7,889
	2012/10/12	ザンビア	カズングラ橋建設事業(ザンビア共和国政府)	2,877
	2012/10/12	ボツワナ	カズングラ橋建設事業(ボツワナ共和国政府)	8,735
	2012/6/2	ケニア	モンバサ港周辺道路開発事業	27,691
	2012/3/30	カーボベルデ	送配電システム整備事業	6,186
※	2012/3/19	エジプト	カイロ地下鉄四号線第一期整備事業	32,717
	2012/2/17	チュニジア	ガベス-メドニン間マグレフ横断道路整備事業	15,084
	2012/2/17	チュニジア	地方都市給水網整備事業	6,094
	2011/10/17	アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(3)	8,440
	2011/7/29	モロッコ	フェズ・メクネス地域上水道整備事業	17,440
	2011/7/29	モロッコ	地方道路整備事業(2)	5,981
	2011/5/19	タンザニア	第8次貧困削減支援借款	1,500
	2011/3/4	カメルーン	送配電網強化・拡充事業	2,939
	2010/12/13	タンザニア	イランガ-シヤンガ基幹送電線強化事業	6,048
	2010/12/10	ケニア	オルカリア-レスソ-キスム送電線建設事業	12,410
	2010/11/1	ウガンダ	ナイル架橋建設事業	9,198
	2010/8/16	ケニア	ムニア灌漑開発事業	13,178
	2010/7/8	モーリシャス	グラン・ペ地域下水処理施設整備事業	7,012
	2010/5/31	タンザニア	道路セクター支援事業	7,119
	2010/3/31	ケニア	オルカリア14・5号機地熱発電事業	29,516
	2010/3/30	エジプト	ガルフ・エル・ゼイト風力発電事業	38,864
	2010/3/26	ウガンダ	アティアクニムレ間道路改修事業	3,395
	2010/3/26	ウガンダ	ナイル赤道直下湖周辺国送電線連結事業	5,406
	2010/3/19	モロッコ	地中海道路建設事業(2)	8,455
	2010/3/19	モロッコ	地方都市上水道整備事業	15,487
	2010/3/11	チュニジア	首都圏通勤線電化事業(2)	4,596
	2010/3/10	モザンビーク	ナンブラークアンバ間道路改善事業	5,978
	2009/12/3	タンザニア	第7次貧困削減支援借款	2,000
	2009/3/31	カメルーン	バメンダーマムフェーエコック間及びマムー-アバカリキーエヌグ間道路交通促進事業	4,540
	2009/3/26	ザンビア	電力アクセス向上事業	5,511
	2009/3/3	タンザニア	第6次貧困削減支援借款	2,000
	2008/12/24	エジプト	コライマット太陽熱・ガス統合発電事業(II)	9,440
	2008/12/24	エジプト	上エジプト給電システム改善事業	10,768
	2008/12/24	エジプト	零細企業支援事業	3,760
	2008/9/11	アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資(II)	32,100
	2008/3/31	チュニジア	チュニス大都市圏洪水制御事業	6,808
	2008/3/31	チュニジア	総合植林事業(II)	3,128
	2008/3/28	モロッコ	地方給水事業(III)	13,615
	2008/3/28	モロッコ	地方道路整備事業	8,439
	2008/3/25	カーボベルデ	サンティアゴ島発電・送配電能力強化事業	4,468
※	2007/11/20	ケニア	モンバサ港開発事業	26,711
	2007/10/30	ウガンダ	ブジャガリ送電網整備事業	3,484
	2007/9/20	タンザニア	第5次貧困削減支援借款	2,000
	2007/3/30	チュニジア	南部オアシス節水農業支援事業	5,260
	2007/3/30	チュニジア	民間投資支援事業	6,277
	2007/3/30	モロッコ	下水道整備事業(II)	5,054
	2007/3/30	モロッコ	河川流域保全事業	3,165
	2007/3/30	モロッコ	都市環境改善事業	5,537
	2007/3/19	モザンビーク	モンテエース-リシング間道路事業	3,282
※	2007/3/12	チュニジア	国営テレビ放送センター事業	4,075
	2007/3/9	タンザニア	アルーシャ～ナマンガ～アティ川間道路改良事業	6,857
	2007/3/9	タンザニア	第4次貧困削減支援借款	2,000
	2007/2/20	アフリカ開発銀行	アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブの下での民間セクター支援融資	11,500

	2007/1/23	ケニア	ソンドゥ・ミリウ/サンゴロ水力発電所建設事業	5,620
	2006/8/9	ナミビア	ルンドゥ-エルンドゥ間道路改善事業	10,091
	2006/5/23	チュニジア	ジェンドゥーバ地方給水事業	5,412
	2006/5/15	エジプト	大エジプト博物館建設事業	34,838
	2006/5/15	エジプト	環境汚染軽減事業	4,720
	2006/3/31	セネガル	バマコ-ダカール間南回廊道路改良・交通促進事業(EPSA for Africa)	960
	2006/3/31	モロッコ	マラケシュ-アガディール間高速道路建設事業	17,726
	2006/1/19	エジプト	コライマット太陽熱・ガス統合発電事業	10,665
	2005/11/30	モロッコ	下水道整備事業	4,203
	2005/11/30	モロッコ	地方電化事業(III)	5,257
	2005/6/30	チュニジア	ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設事業	8,209
※	2005/6/30	チュニジア	太陽光地方電化・給水事業	1,731
	2005/6/8	アルジェリア	教育セクター震災復興事業	1,943
		合計		647,652

### 議題3：世界銀行パンデミック緊急ファシリティ（PEF）について

提案者：大野容子／G7サミット保健NGOネットワーク

2016年5月に開催されます伊勢・志摩G7サミットにおきまして、グローバルヘルスアジェンダが主要議題の一つとなり、標記PEFのローンチが予定されているとお伺いしております。つきましては、以下の提言・質問に関しまして、財務省としての見解をお聞かせください。

#### 1) パンデミック緊急ファシリティ（PEF）の仕組み等について

市民社会としては、発生後の対策よりも予防策としての保健システム強化とUHC構築に優先が置かれるべきだとの認識を持っておりますが、一方で、パンデミック発生の際に迅速かつ効果的な支援活動の充実は必要だと認識しております。しかしながら、PEFについては市民社会としていくつかの懸念を抱いており、以下の点に関しまして現在の状況及び財務省のご見解をお聞かせください。

- 1) PEFの仕組みに関して：現在設定されている①対象疾病、②具体的なトリガー設定、③払込み保険金の規模とG7各国の（あるいはG7各国に期待されている）拠出金額、④保険金支払額の決定方法、その金額想定、⑤参加予定国数、⑥参加民間保険会社名、⑦発行予定債券の詳細（発行数、金額、想定利率等）を可能であればご教示ください。
- 2) 民間保険会社の利益確保が効果的な公的支援の妨げになる可能性を危惧しています。その観点から、保険金の請求手続きが支援の必要な途上国にとって煩雑かつ複雑な手続きとならないため、また、想定外の事態が生じた場合等における保険会社の「支払済り」を防ぐための方策を何かお考えでしょうか。
- 3) 一方で、本来の趣旨とは異なる文脈で当事国側が対策資金確保などを目的にアウトブレイク宣言を行いうんセンティブも存在すると言えます。トリガー設定が客観的なデータに基づいていたとしても、データそのものの不備などの可能性が予測されます。トリガーの判断はWHOが行うと理解していますが、客観性担保のための措置としてどのような方策がなされているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

#### 2) 保健システム強化/ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）達成に関して

上記PEFの発動が求められるようなアウトブレイクの状況を防ぐためにも、持続可能な開発目標（SDGs）のゴール3に掲げられているUHCの達成に向けた努力がまず必要となります。日本政府としてUHC達成に向けて積極的に取り組んでいくとの表明がなされていることについて、国際保健に携わる市

民社会はこれを高く評価いたします。同時に、UHCの実現に向けては、全ての国に一律に適用できる万能な処方箋が存在するわけではなく、特にサービス受益者の観点に立ち、「誰一人取り残さない」UHCを、各国の状況に合わせてつくっていく必要があります。

PEFへの拠出に加え、UHC達成のための財源確保のために、以下の二つについて市民社会としては提言しています。それぞれについて、財務省のお考え、日本政府の取り組み姿勢をご教示ください。

- 1) UHC達成には国内資金の動員が必要であると言われています。個々人による過度な自己負担をなくしていくためにも、各国が衡平な税金徴収を行い、不正な資金の流出を防ぐことにより財源を確保することが求められます。税の公正化と保健財政支出の増加に向けて、日本政府としてG7に向けて具体的な取り組み約束等はお考えでしょうか。
- 2) また、特に最貧国・脆弱国に関しては、UHCの達成には当事国の国内資金だけではなくODAによる支援が不可欠です。保健システム強化・UHC達成に向け、IHP+等の国際的な協力枠組みや各国の保健計画に沿った援助を、さらに増やす必要があると思われます。UHC達成のための援助をどのように実施していくのか、G7で具体的なプレッジ等はなされる予定か、お聞かせください。
- 3) 社会開発分野に対する資金拠出としては、借款ではなく贈与でなされることが望ましいと考えますが、今後、日本政府のUHCに関する援助は円借款を中心としたものになると聞き及んでいます。実際に、今後も円借款を活用していくのか、またその場合に返済原資をどこに見出すのか等もお聞かせください。
- 4) UHC達成に向けたグローバルな枠組み構築として、WHOより"The UHC Alliance 2030"の提案がなされています。日本政府として同提案についてどのようにお考えか、またG7各国の反応等お聞かせください。

### 3) 保健分野への援助全般について

シリア危機による欧州への難民増加等を受け、欧州各国ではODAを開発課題から難民対策に振り分ける等の動きが生じています。紛争解決・難民支援の充実は不可欠ではあるものの、それにより、保健分野を含め、他の開発課題への資金拠出が減らされることに関し、市民社会としては懸念しています。

保健分野に関しては、ミレニアム開発目標（MDGs）の目標4、5、6などにおける未達成事項を達成し、さらに、「持続可能な開発目標」（SDGs）のゴール3の各ターゲットの達成に向けて、努力を拡大していく必要があります。欧州各国が難民問題で揺れる中、その影響が相対的に少ない我が国が保健分野での貢献を積極的に行うことが求められています。

つきましては、保健システム強化・UHCの達成に向けた日本の資金的な貢献、グローバルファンドやGaviワクチン・アライアンス、その他の保健関連の国際機関への供出等について、財務省としてどのようなコミットメントをなさるご予定か、お聞かせください。

### 議題4：国際協力銀行（JBIC）の石炭火力発電支援方針及びインドの大気汚染物質の排出基準に対するJBICの対応方針について

提案者：田辺有輝／「環境・持続社会」研究センター（JACSES）

#### JBICの石炭火力発電支援方針について

2015年11月に合意されたOECDの石炭火力発電に関するセクター了解について、前回協議会で財務省は本セクター了解の規定をJBICの輸出金融のみに適用させる予定と回答している。しかし、本セクター了解の6のa)では、石炭火力発電への公的支援の段階的削減(in order to contribute to the common goals of addressing climate change and to continue phasing down official support for coal-fired power plants)が掲げられており、段階的削減の対象となるのは輸出信用(JBICの場合は輸出金融)のみではないと解釈できる。輸出金融はJBICの投融資ポートフォリオの1割程度であり、本セクター了解の規定を輸出金融のみに適用させるだけでは、本セクター了解で掲げられた目的が制度的に担保されない。

質問：

1. 財務省は、本セクター了解で掲げられた「石炭火力発電への公的支援の段階的削減」をどのように担保する予定か。

#### インドの大気汚染物質の排出基準に対するJBICの対応方針について

インドは、JBICによる石炭火力発電事業の最大の投融資先のひとつである。これまで、インド政府には火力発電における大気汚染物質の排出基準が存在せず、大気環境基準のみだった。しかし、同国の大気汚染が極めて深刻であることから、2015年12月7日、インド環境森林省は、火力発電における大気汚染物質の排出基準を含むNotification S.O. 3305(E)を策定した(添付資料参照)。その概要は以下の通りである。

稼働時期	排出基準
2003年12月31日以前に稼働した火力発電所	浮遊粒子状物質(PM) : 100 mg/Nm <sup>3</sup> 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) : 500MW未満は 600 mg/Nm <sup>3</sup> 、500MW以上は 200 mg/Nm <sup>3</sup> 窒素酸化物(NOx) : 600 mg/Nm <sup>3</sup>
2003年1月1日～2016年12月31日に稼働した or 稼働する火力発電所	浮遊粒子状物質(PM) : 50 mg/Nm <sup>3</sup> 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) : 500MW未満は 600 mg/Nm <sup>3</sup> 、500MW以上は 200 mg/Nm <sup>3</sup> 窒素酸化物(NOx) : 300 mg/Nm <sup>3</sup>
2017年1月1日以降に稼働する火力発電所	浮遊粒子状物質(PM) : 30 mg/Nm <sup>3</sup> 二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) : 100 mg/Nm <sup>3</sup> 窒素酸化物(NOx) : 100 mg/Nm <sup>3</sup>

※本Notificationでは、水利用や水銀に関する基準も含まれている。

質問：

2. JBICによれば、融資検討中であるダリパリ石炭火力発電事業のSO<sub>2</sub>の想定排出値は1224mg/Nm<sup>3</sup>で、NO<sub>2</sub>は860mg/Nm<sup>3</sup>、タンダ石炭火力発電事業のSO<sub>2</sub>の想定排出値は1738mg/Nm<sup>3</sup>とのことである。これらの想定排出値は、上記の排出基準を大幅に超過しているが、財務省の見解を伺いたい。
3. 過去にJBICが融資したインドにおける石炭火力発電事業(バール、ジャイピー・ニグリ、ラジプーラ・ナブハ、クドゥキ、メジャ等)のうちモニタリング実施中の案件において、排出基準への適合性を確認するべきだと思われるが、財務省の見解を伺いたい。

## 議題 5：JBIC 支援案件に係る各国人権委員会の勧告と JBIC の人権配慮確認について

提案者：メコン・ウォッチ 木口由香／国際環境 NGO FoE Japan 波多江秀枝

### （背景）

現在、国際協力銀行（JBIC）が融資を検討中のインドネシア・中ジャワ州バタン石炭火力発電事業について、2015年12月21日付で、インドネシア国家人権委員会（伊人権委）が安倍首相、および、衆議院議長に対し、同事業に伴う多くの人権侵害を指摘し、日本の慎重な関与を求める書簡を提出した。伊人権委は2012年以降、地元住民の申立てを受けて調査を実施しており、これまで複数回にわたり、インドネシア政府機関、および、事業者に対し、人権状況の改善を勧告してきている。

また、JBICが2015年12月14日に特別目的事業体（SPV）への出資を決定したミャンマー・ダウェイ経済特別区開発事業についても、タイ、および、ミャンマーのCSOsの申立てを受け、タイ国家人権委員会（タイ人権委）が調査を実施してきた。2015年11月23日付でまとめられたタ人権委による報告書では、過去に引き起こされてきた同事業に伴う住民への人権侵害が指摘され、タイ関連政府機関、および、関連タイ企業に対する勧告が記されている。

『人権と多国籍企業及びその他の企業の問題に関する事務総長特別代表、ジョン・ラギーの報告書 ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために』（2011年）（ラビー報告）では、輸出信用機関の支援を受けている企業による人権侵害に対し、国家が人権デュー・ディリジェンスを求めることが含まれ、保護のための追加的処置をとるべき（原則4）としており、上述のようなJBIC支援（予定）案件における人権問題に対しても、JBICとして人権状況の改善により積極的な役割を担っていくことが求められている。

### （質問）

1. 伊人権委は、2012年からの複数回の勧告のなかで、環境アセスメントに係る住民協議からの治安部隊の撤退、土地売却強要につながる警官・国軍兵士の交渉からの撤退、発電所建設のあらゆる活動・関与からの全陸軍兵士の撤退などを勧告してきた。このように同事業のあらゆる段階において警察・国軍等が同事業の推進に深く関与してきたことは、『環境社会配慮確認のためのJBICガイドライン』（ガイドライン）で規定する「社会的合意」や生計手段の喪失に係る措置への「対象者との合意」が適切に確保されてこなかったことの証左である。例えば、警察・国軍等の関与により、精神的な脅威から土地売却をしてしまった住民の「合意」は適切に確保されたとは言えず、JBICガイドライン違反であるとも言える。JBICはこうした「合意」確保の適切性について、国家人権委員会等の第三者の指摘を重視するとともに、被害を受けた住民への個別の聞き取りも含む事実関係の精査を専門家等を通じて、自らが行なうべきではないか。財務省のご見解を伺いたい。

2. タイ人権委は、2015年11月の報告書のなかで、事業計画に関する情報提供や有意義な協議会もなく、環境影響評価もしないまま、事業用地の収用が実施されていた実態を明らかにしている。また、住民が十分な補償を得られないまま生計手段である土地を失っていること、道路建設では、土壤表面が崩壊し、土砂が直接川へと流れたために損害を被ったコミュニティーの農作物に対し、依然として補償が行なわ

れていないこと等が報告されている。さらに、同報告書では、同事業に関する助言を与え、出資者を招請・選抜し、事業開発権を入札する役割を担っている特別目的事業体（SPV）は直接的に事業計画と関連性を持っているため、SPV 出資者であるタイ政府も、同事業の人権侵害問題の解決をめぐり、基本的人権の保護・尊重が確保されるよう、影響住民への救済・補償を含んだ具体的な解決策を模索すべきとしている。JBIC は、同事業の SPV に対する出資を最近決定したばかりではあるが、こうしたタイ人権委の勧告を踏まえ、また、JBIC ガイドラインの規定を踏まえ、関連する事業者に適切な補償措置を促したり、追加的措置を模索するなど、同事業における過去の人権侵害の問題解決、および、今後、事業を推進するにあたっての人権侵害の回避のため、積極的な役割を果たしていくべきと考えるが、財務省の見解を伺いたい。